

一般財団法人東海東京財団 2024年度「祭礼行事伝承助成」公募要項
～ 愛知県の祭礼行事、民俗芸能の保存・伝承に向けて ～

1. 主旨

愛知県は国土のほぼ中心に位置して、東西文化の結節点でもあったことから、多種多様な文化・伝統芸能がみられます。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉦・屋台行事」に代表される“山車・からくり文化”も集積しており、県内各地には古くより地元で根ざした誇るべき祭礼行事や民俗芸能が現存しております。

しかし、これらの行事を伝承していくうえで、後継者不足等の理由により本来の形式を簡略化せざるを得ないなど、その存続が危ぶまれているものもあります。

本財団では、昨年に続いて2024年度も「祭礼行事伝承助成」を実施いたします。この助成事業を通して、愛知県内における伝統的な祭礼行事や民俗芸能を保存・伝承する活動の更なる活性化を目指します。

2. 助成対象

愛知県内に存在する伝統的な祭礼行事および民俗芸能等の保存・伝承、後継者の育成のための活動に努めている団体に対して支援いたします。助成対象となる経費は「用具購入・修繕費、製作材料費等」のみとします。（「映像記録作成」、「後継者育成」は除く）

3. 助成の条件

- (1) 2025年3月までに、申請した費用の支出を予定していること。
- (2) 団体の負担以外に外部からの資金協力が緊急不可欠であること。
- (3) 市町村文化財保護行政担当部局の推薦がある団体であること。但し、推薦枠は各市町村につき2件までとします。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。
 - ① 過去に本財団から助成を受けたことがある団体
 - ② 2件を超えて推薦をした市町村に属する団体
 - ③ 2023年度「用具購入・修繕費、製作材料費等」について外部から助成を受けている団体
 - ④ 2024年度「用具購入・修繕費、製作材料費等」について外部から助成を受けることが決定している団体

4. 申込の手順

- (1) 本要項に添付している申請書（Excel形式：A4判2頁片面印刷）を各団体でご入力ください。また、修繕等の対象となる用具等の写真や、申請する経費の根拠となる見積等の写しをご用意ください。
- (2) 団体が属する市町村教育委員会または市町村文化財保護行政担当部局に推薦書（A4判1頁）の作成をご依頼ください。
- (3) 市町村教育委員会または市町村文化財保護行政担当部局を通して、申請書類一式を愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 文化財室までご提出ください。
- (4) 送付いただいた書類等は返却できませんので、予めご了承ください。

5. 日程

- (1) 受付開始 2024年3月25日(月)から
- (2) 提出期限 2024年5月31日(金)
- (3) 結果発表 2024年6月頃(予定)
- (4) 贈呈式および手続き説明会 2024年8月頃(予定)
- (5) 助成金支払 2024年9月末日(予定)

6. 選考方法

本財団の事務局において書類審査をした後、本財団の理事会において最終選考を行いません。

7. 助成金額

- (1) 1件(1団体)あたり、助成対象経費の50%(上限額50万円)を申請金額とします。
 - 【例①】助成対象経費(見積額)1,100,000円 → 助成金額500,000円
 - 【例②】助成対象経費(見積額)600,000円 → 助成金額300,000円
 - 【例③】助成対象経費(見積額)200,000円 → 助成金額100,000円
- (2) 申込内容を検討し、上限額の範囲内で使途目的を定めた金額を決定します。

8. 助成の実行

- (1) 助成決定後、改めて所定の様式による「助成金交付申請書」「収支計画書」「使途計画書」「交付請求書」をご提出いただきます。
- (2) 助成金は、上記書類の確認後、2024年9月末日までにご指定の口座に送金いたします。(予定)

9. 使途報告

- (1) 助成に対する活動結果については、「助成事業結果報告」にてご報告いただきます。
- (2) 助成金の使途内容確認のため、領収書(写し可)等の証明書類を添えて「使途報告書」をご提出していただきます。
- (3) ご報告は、助成対象の費用を支出後速やかにお願いたします。(最終期限:2025年3月末)

10. 注意事項

- (1) 個人情報の取扱いについて、個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な範囲内で利用します。但し、助成が決定した場合は、団体名称、所在地、代表者名をマスコミ等に公表する場合があります。
- (2) 助成金の使途は、選考時に決定される「助成事業の目的および内容(申請内容)」の範囲に限られますので、他の費用へは転用できません。「助成事業の目的および内容(申請内容)」外の事項に転用した場合には、助成金の返納を求めることがあります。
- (3) 助成が決定した団体に対し、助成後に開催される祭礼行事および民俗芸能の公演について、本財団の事務局員が視察をさせていただく場合がございます。

以上